

駿河台大学内部質保証方針

1. 内部質保証に関する基本的方針

建学の精神である「愛情教育」の実現を目的として、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」に基づき、本学は自らの責任において、教育活動・研究活動等の諸活動が高等教育機関として十分に適切な水準であることを保証するため、恒常的且つ継続的に質の向上を図る。

2. 内部質保証推進委員会の権限・役割

内部質保証に対する全学的責任を負う統括組織として、「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、「駿河台大学内部質保証推進委員会」を設置する。同組織は、定期的な自己点検・評価活動及び第三者による点検・評価活動の結果を学校法人駿河台大学の中期計画である「グランドデザイン」をはじめ、教育研究組織及び事務組織における諸活動等に適切に反映させることにより、全学レベル、組織レベル及び構成員レベルにおける PDCA サイクルを機能させ、内部質保証システムの推進・向上を図るために、関連部局に対して指示する権限を有する。

3. 内部質保証体制における自己点検・評価活動

本学における学部・研究科・センター等の教育研究組織及び事務組織は、上記 2. に掲げた内部質保証に対する統括組織が定めた各点検・評価項目に従い、自己点検・評価を実施する。自己点検・評価作業においては、現状把握に基づき、長所・特色及び問題点を見出すなど、評価・分析を行うことで、不断の改善・向上を図る。

さらに、内部質保証の適切性、妥当性及び有効性等に対する客観的検証のため、本学では、法令で定められた認証評価機関による認証評価の受審だけでなく、外部有識者等第三者による点検・評価も受ける。自己点検・評価活動に基づく最終的な評価結果については、全学的情報共有を図るとともに、大学公式 HP を通じて公表し、高等教育機関としての社会的責務を果たす。

また、単なる情報共有にとどまらず、改善の PDCA サイクルを有効に機能させることを目的として、全学研修会、学部 FD・SD 会議等、定期的な組織的活動を通じて、本学の構成員である教職員個々人に対しても、教育活動・研究活動等に関する質保証の担い手としての自覚を促す。